

○飲料等自動販売機設置事業者募集要領等 一部修正 新旧対照表

修正前	修正後
<p>【募集要領 P 1】 平成 3 1 年 4 月</p> <p>【募集要領 P 2】</p> <p>2 日程 応募の受付 令和元年 5 月 20 日（月）から 5 月 24 日（金）まで 設置事業者の決定 令和元年 6 月上旬頃 契約の締結 令和元年 6 月 17 日（月）まで 設置開始 令和元年 7 月 1 日（月）から</p> <p>3 設置の期間 設置の期間は、令和元年 7 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までとし、自動販売機の設置及び撤去に要する期間を含むものとします。</p> <p>【募集要領 P 3】</p> <p>5 応募手続き (1) 受付期間及び受付時間 令和元年 5 月 24 日（金）まで (4) 応募書類 ウ 住民票又は登記事項証明書（書類提出時点で発行後 3 か月以内の原本に限ります。） エ 印鑑（登録）証明書（書類提出時点で発行後 3 か月以内の原本に限ります。）</p>	<p>【募集要領 P1】 <u>(削除)</u></p> <p>【募集要領 P 2】</p> <p>2 日程 応募の受付 令和元年 5 月 20 日（月）から <u>6 月 12 日（水）まで</u> 設置事業者の決定 令和元年 6 月 <u>下旬頃</u> 契約の締結 <u>令和元年 7 月 2 日（火）まで</u> 設置開始 <u>令和元年 7 月 16 日（火）から</u></p> <p>3 設置の期間 設置の期間は、<u>令和元年 7 月 1 6 日から</u>令和 4 年 3 月 3 1 日までとし、自動販売機の設置及び撤去に要する期間を含むものとします。</p> <p>【募集要領 P 3】</p> <p>5 応募手続き (1) 受付期間及び受付時間 <u>令和元年 6 月 12 日（水）まで</u> (4) 応募書類 ウ 住民票又は登記事項証明書（書類提出時点で発行後 <u>4 か月以内</u>の原本に限ります。） エ 印鑑（登録）証明書（書類提出時点で発行後 <u>4 か月以内</u>の原本に限ります。）</p>

オ 法人税、所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書（書類提出時点で発行後1か月以内の原本に限ります。）

ク 設置する自動販売機及び容器回収ボックスのカタログ（外形寸法、諸機能等が確認できるもの）

【募集要領 P 5】

6 総合評価方式による設置事業者の決定方法等

(3) 設置事業者の選定通知及び公表

設置事業者の決定は、令和元年6月上旬の予定です。

【募集要領 P 5】

7 契約締結の手続き

(1) 手続きの流れ

ア 設置事業者は、令和元年6月14日（金）までに下記の書類を堺市民芸術文化ホールに提出してください。

【募集要領 P 6】

8 納付金

(1) 設置事業者が提案した納付金額に消費税及び地方消費税額（以下、「消費税額等」という。）を加えた額をもって年額納付金額とします。年額納付金額は、当財団が発行する請求書により、その指定する支払期限（初年度分は令和元年7月1日（月））までに全額お支払いください。

9 設置事業者の決定の取消し

(1) 指定する期日（令和元年6月17日（月））までに契約締結の手続きを行わなかったとき

オ 法人税、所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書（書類提出時点で発行後2か月以内の原本に限ります。）

ク 設置する自動販売機及び容器回収ボックスのカタログ（外形寸法、諸機能等が確認できるものの該当箇所）**8部**

【募集要領 P 5】

6 総合評価方式による設置事業者の決定方法等

(3) 設置事業者の選定通知及び公表

設置事業者の決定は、令和元年6月下旬の予定です。

【募集要領 P 5】

7 契約締結の手続き

(1) 手続きの流れ

ア 設置事業者は、令和元年6月28日（金）までに下記の書類を堺市民芸術文化ホールに提出してください。

【募集要領 P 6】

8 納付金

(1) 設置事業者が提案した納付金額に消費税及び地方消費税額（以下、「消費税額等」という。）を加えた額をもって年額納付金額とします。年額納付金額は、当財団が発行する請求書により、その指定する支払期限（初年度分は令和元年7月16日（火））までに全額お支払いください。

9 設置事業者の決定の取消し

(1) 指定する期日（令和元年7月2日（火））までに契約締結の手続きを行わなかったとき

【募集要領 P 7】

13 公募の応募資格の喪失

- (1) 設置事業者が指定する期日（令和元年 6 月 17 日(月)）までに  
契約締結の手続きを行なわなかったとき

【募集要領 P 9（契約書（案））】

第 4 条 本契約の期間は、令和元年 7 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日  
までとする。

第 5 条 当該物件の自動販売機設置に係る納付金は、年額金●●●，  
●●●円（消費税等相当額を含む。）とする。なお、初年度分（令  
和元年 7 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで）に係る納付金の年  
額も同額とする。

【募集要領 P 1 3（仕様書）】

3 設置場所

最低納付金額（税抜）

- ※令和元年は設置期間 9 ヶ月間だが、10 月 1 日開館による多数  
の来館者が想定されることから、令和 2 年度以降の年額と同  
額とする。

（設置場所 表欄外）

- ※ 寸法上限には、使用電力計測用の子メーター設置寸法を含  
み、空容器の回収箱設置場所を含みません。

4 設置期間

【募集要領 P 7】

13 公募の応募資格の喪失

- (1) 設置事業者が指定する期日（令和元年 7 月 2 日(火)）までに  
契約締結の手続きを行なわなかったとき

【募集要領 P 9（契約書（案））】

第 4 条 本契約の期間は、令和元年 7 月 16 日から令和 4 年 3 月 31  
日までとする。

第 5 条 当該物件の自動販売機設置に係る納付金は、年額金●●●，  
●●●円（消費税等相当額を含む。）とする。なお、初年度分（令  
和元年 7 月 16 日から令和 2 年 3 月 31 日まで）に係る納付金の年  
額も同額とする。

【募集要領 P 1 3（仕様書）】

3 設置場所

最低納付金額（税抜）

- ※令和元年は設置期間約 8. 5 ヶ月間だが、10 月 1 日開館によ  
る多数の来館者が想定されることから、令和 2 年度以降の年  
額と同額とする。

（設置場所 表欄外）

- ※ 寸法上限には、使用電力計測用の子メーター設置寸法を含  
み（自動販売機本体の上部に設置する場合を除く）、空容器の  
回収箱設置場所、転倒防止板（ボルト等を含む）を含みませ  
ん。

4 設置期間

令和元年7月1日から令和4年3月31日まで（2年9ヶ月間）

【募集要領P14（仕様書）】

8 設置機種等

ウ 災害時対応自動販売機

災害時に無償で提供できる自動販売機としてください。

【様式 応募申込書】

2 添付書類等

②住民票又は登記事項証明書【書類提出時点で発行後3か月以内のもの（原本）】

③印鑑（登録）証明書【書類提出時点で発行後3か月以内のもの（原本）】

④法人税、所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書【書類提出時点で発行後1か月以内のもの（原本）】

⑦設置する自動販売機及び容器回収ボックスのカタログ【外形寸法、諸機能等が確認できるもの】

（※2）日付は、応募手続き受付期間内の日付を記入してください。添付書類も応募申込書と同じ日付を記入してください。

【様式 納付金額提案書】

1 提案納付金額

令和元年7月16日から令和4年3月31日まで（2年8ヶ月16日間）

【募集要領P14（仕様書）】

8 設置機種等

ウ 災害時対応自動販売機

災害時に無償で提供できる自動販売機とするよう努めてください。

【様式 応募申込書】

2 添付書類等

②住民票又は登記事項証明書【書類提出時点で発行後4か月以内のもの（原本）】

③印鑑（登録）証明書【書類提出時点で発行後4か月以内のもの（原本）】

④法人税、所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書【書類提出時点で発行後2か月以内のもの（原本）】

⑦設置する自動販売機及び容器回収ボックスのカタログ【外形寸法、諸機能等が確認できるものの該当箇所】 8部

（※2）日付は、応募手続き受付期間内の日付を記入してください。添付書類等のうち⑤、⑥、⑧、⑨は、応募申込書と同じ日付を記入してください。

【様式 納付金額提案書】

1 提案納付金額

※ 提案貸付料は、当財団が定める最低納付金額（年額）以上の金額を記入してください。

※ 貸付料を書き誤った場合は、新しい用紙に記入ください。

※ この貸付料提案書を記入押印後、封筒に入れ、全ての継目部分（封筒によって異なります。）に割印を押してください。

※ 提案納付金額は、当財団が定める最低納付金額（年額）以上の金額を記入してください。

※ 提案納付金額を書き誤った場合は、新しい用紙に記入ください。

※ この納付金額提案書を記入押印後、封筒に入れ、全ての継目部分（封筒によって異なります。）に割印を押してください。